

訓令番号	訓令名	所管名	公布年月日
訓令第3号	さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職員課	令和元年12月27日
訓令第4号	さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令	庶務課	令和元年12月27日

さいたま市訓令第3号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

第1条 さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者				別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者			
箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職	箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職
[略]				[略]			
2	[略]	<u>病院経営部長</u>	<u>病院総務課長</u>	2	[略]	<u>経営部長</u>	<u>庶務課長</u>
[略]				[略]			
別表第8（第11条関係） 安全衛生委員会				別表第8（第11条関係） 安全衛生委員会			
箇所	名称	委員構成	庶務担当	箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]				[略]			
保健福祉局市立病院	[略]		<u>病院総務課</u>	保健福祉局市立病院	[略]		庶務課
[略]				[略]			

第2条 さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前								
別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者					別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者								
箇所		名称		充てる者の職	総括安全衛生管理 代理者に 充てる者 の職		箇所		名称		充てる者の職	総括安全衛生管理 代理者に 充てる者 の職	
[略]					[略]								
1	本庁舎等（次項から <u>17</u> の項までの箇所を除く全箇所をいう。以下同じ。）		[略]		1	本庁舎等（次項から <u>16</u> の項までの箇所を除く全箇所をいう。以下同じ。）		[略]					
2	財政局に置かれる市税事務所	総括安全衛生管理者の上に各市税事務所の名称を付したも	各市税事務所長	各個人課税課長									
<u>3</u>	[略]				<u>2</u>	[略]							
<u>4</u>	[略]				<u>3</u>	[略]							
<u>5</u>	[略]				<u>4</u>	[略]							
<u>6</u>	[略]				<u>5</u>	[略]							
<u>7</u>	[略]				<u>6</u>	[略]							
<u>8</u>	[略]				<u>7</u>	[略]							
<u>9</u>	[略]				<u>8</u>	[略]							
<u>10</u>	[略]				<u>9</u>	[略]							
<u>11</u>	[略]				<u>10</u>	[略]							
<u>12</u>	[略]				<u>11</u>	[略]							
<u>13</u>	[略]				<u>12</u>	[略]							
<u>14</u>	[略]				<u>13</u>	[略]							
<u>15</u>	[略]				<u>14</u>	[略]							
<u>16</u>	[略]				<u>15</u>	[略]							
<u>17</u>	[略]				<u>16</u>	[略]							

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称	人数
本庁舎等	[略]	
財政局に置かれる市税事務所	衛生管理者の上に各市税事務所の名称を付したものの	各1人
[略]		

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称	人数
本庁舎等	[略]	
財政局に置かれる市税事務所	産業医の上に各市税事務所の名称を付したものの	各1人
[略]		

別表第8（第11条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
本庁舎等	[略]		
財政局に置かれる市税事務所	安全衛生委員会の上に各市税事務所の名称を付したものの	1 各市税事務所総括安全衛生管理者 2 指名安全管理者等 各1人 3 各市税事務所産業医 4 指名安全所属職員 各3人 5 指名衛生所属職員 各3人	各市税事務所
[略]			
各区役所	[略]	1～3 [略] 4 指名安全所属職員 各3人 5 指名衛生所属職員	[略]

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称	人数
本庁舎等	[略]	
[略]		

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称	人数
本庁舎等	[略]	
[略]		

別表第8（第11条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
本庁舎等	[略]		
[略]			
各区役所	[略]	1～3 [略] 4 指名安全所属職員 各4人 5 指名衛生所属職員	[略]

		各 <u>3</u> 人				各 <u>4</u> 人		
[略]				[略]				

附 則

この訓令中第1条の改正は令和元年12月29日から、第2条の改正は令和2年1月1日から施行する。

さいたま市訓令第4号

さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市立病院事務専決規程（平成13年さいたま市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																
<p>(代決) 第6条 急ぎの決裁を必要とするときで、専決権者が不在のときは、次の区分によって代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専決権者</th> <th style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td style="text-align: center;">病院経営部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院経営部長</td> <td style="text-align: center;">病院経営部次長（病院経営部次長を置かない場合にあつては、主管課長又は病院経営部長があらかじめ指定した職員）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護部長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">患者支援センター 所長</td> <td style="text-align: center;">副所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">室長補佐（室長補佐を置かない場合にあつては、室長があらかじめ指定した職員）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副所長</td> <td style="text-align: center;">副所長があらかじめ指定した職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(院長の専決事項) 第10条 院長は次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(5) [略] (6) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、<u>診療部の職員</u>（薬剤科の職員（科長を除く。））、中央放射線科の職員（部長及び技師長を除く。）、リハビリテーション科の職員（部長、科長</p>	専決権者	代決権者	局長	病院経営部長	[略]		病院経営部長	病院経営部次長（病院経営部次長を置かない場合にあつては、主管課長又は病院経営部長があらかじめ指定した職員）	看護部長	[略]	患者支援センター 所長	副所長	[略]		室長	室長補佐（室長補佐を置かない場合にあつては、室長があらかじめ指定した職員）	副所長	副所長があらかじめ指定した職員	<p>(代決) 第6条 急ぎの決裁を必要とするときで、専決権者が不在のときは、次の区分によって代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専決権者</th> <th style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td style="text-align: center;"><u>経営部長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>経営部長</u></td> <td style="text-align: center;">経営部次長（経営部次長を置かない場合にあつては、主管課長又は経営部長があらかじめ指定した職員）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護部長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院施設整備室長</td> <td style="text-align: center;">室長補佐（室長補佐を置かない場合にあつては、病院施設整備室長があらかじめ指定した職員）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(院長の専決事項) 第10条 院長は次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(5) [略] (6) 副院長、院長補佐、<u>経営部長</u>、看護部長及び<u>診療部の職員</u>（薬剤科の職員（科長を除く。））、中央放射線科の職員（部長及び技師長を除く。）、リハビリテーション科の職員（部長、科長</p>	専決権者	代決権者	局長	<u>経営部長</u>	[略]		<u>経営部長</u>	経営部次長（経営部次長を置かない場合にあつては、主管課長又は経営部長があらかじめ指定した職員）	看護部長	[略]	[略]		病院施設整備室長	室長補佐（室長補佐を置かない場合にあつては、病院施設整備室長があらかじめ指定した職員）
専決権者	代決権者																																
局長	病院経営部長																																
[略]																																	
病院経営部長	病院経営部次長（病院経営部次長を置かない場合にあつては、主管課長又は病院経営部長があらかじめ指定した職員）																																
看護部長	[略]																																
患者支援センター 所長	副所長																																
[略]																																	
室長	室長補佐（室長補佐を置かない場合にあつては、室長があらかじめ指定した職員）																																
副所長	副所長があらかじめ指定した職員																																
専決権者	代決権者																																
局長	<u>経営部長</u>																																
[略]																																	
<u>経営部長</u>	経営部次長（経営部次長を置かない場合にあつては、主管課長又は経営部長があらかじめ指定した職員）																																
看護部長	[略]																																
[略]																																	
病院施設整備室長	室長補佐（室長補佐を置かない場合にあつては、病院施設整備室長があらかじめ指定した職員）																																

及び士長を除く。)、中央検査科の職員(部長及び技師長を除く。)、臨床工学科の職員(部長及び技師長を除く。)及び栄養科の職員(科長を除く。)を除く。以下この条において同じ。) 及び患者支援センター所長の病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第29号)第21条第1項第3号に規定する休暇を除く。以下同じ。)を承認すること。

- (7) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員及び患者支援センター所長の職務専念義務の免除(さいたま市職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(平成14年さいたま市人事委員会規則第16号)第2条第9号から第11号までに規定するものに限る。以下同じ。)をすること。
- (8) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員及び患者支援センター所長の勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。
- (9) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員及び患者支援センター所長の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。
- (10) [略]
- (11) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員及び患者支援センター所長の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。
- (12) 所属職員(病院経営部長を除く。)の外国出張(人材育成課が主管する派遣研修を除く。)の命令及び復命の受理をすること。
- (13) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、診療部の職員及び患者支援センター所長の出張(外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。以下同じ。)の命令及び復命の受理をすること。
- (14) [略]

(病院経営部長の専決事項)

第11条 病院経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 病院経営部所属職員(主任以下の職員に限り、技能職員を含む。)の配置をすること。
- (2)~(8) [略]

(課長、室長及び副所長の専決事項)

第12条 課長、室長及び副所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)~(11) [略]

及び士長を除く。)、中央検査科の職員(部長及び技師長を除く。)、臨床工学科の職員(部長及び技師長を除く。)、栄養科の職員(科長を除く。) 及び中央病歴管理室の職員(室長を除く。)を除く。以下この条において同じ。)の病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第29号)第21条第1項第3号に規定する休暇を除く。以下同じ。)を承認すること。

- (7) 副院長、院長補佐、経営部長、看護部長及び診療部の職員の職務専念義務の免除(さいたま市職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(平成14年さいたま市人事委員会規則第16号)第2条第9号から第11号までに規定するものに限る。以下同じ。)をすること。
- (8) 副院長、院長補佐、経営部長、看護部長及び診療部の職員の勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。
- (9) 副院長、院長補佐、経営部長、看護部長及び診療部の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。
- (10) [略]
- (11) 副院長、院長補佐、経営部長、看護部長及び診療部の職員の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。
- (12) 所属職員(経営部長を除く。)の外国出張(人材育成課が主管する派遣研修を除く。)の命令及び復命の受理をすること。
- (13) 副院長、院長補佐、経営部長、看護部長及び診療部の職員の出張(外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。以下同じ。)の命令及び復命の受理をすること。
- (14) [略]

(経営部長の専決事項)

第11条 経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 経営部所属職員(主任以下の職員に限り、技能職員を含む。)の配置をすること。
- (2)~(8) [略]

(課長の専決事項)

第12条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)~(11) [略]

(薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長及び栄養科長の専決事項)

第13条 薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長及び栄養科長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(7) [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

(患者支援センター所長の専決事項)

第16条 患者支援センター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 副所長の病気休暇及び特別休暇を承認すること。
- (2) 副所長の職務専念義務の免除をすること。
- (3) 副所長の勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。
- (4) 副所長の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。

(病院施設整備室長の専決事項)

第13条 病院施設整備室長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所属職員の病気休暇及び特別休暇を承認すること。
- (2) 所属職員の職務専念義務の免除をすること。
- (3) 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。
- (4) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。
- (5) 所属職員の時間外勤務代休時間の指定をすること。
- (6) 所属職員の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。
- (7) 所属職員の出張の命令及び復命の受理をすること。
- (8) 通知、申請、届出、照会、依頼、回答、報告、進達等をする事。
- (9) 通知書、申請書、届出書、照会書、依頼書、回答書、報告書等を受理すること。
- (10) 各種証明をすること。
- (11) 情報公開制度及び個人情報保護制度に係る決定をすること。

(薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長、栄養科長及び中央病歴管理室長の専決事項)

第14条 薬剤科長、中央放射線科技師長、リハビリテーション科部長、中央検査科技師長、臨床工学科技師長、栄養科長及び中央病歴管理室長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(7) [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

(5) 副所長の週休日の振替え及び代休日の指定を
すること。

(6) 副所長の出張の命令及び復命の受理をす
ること。

別表（第17条関係）

専決 事項	課長、室長 及び副所長	病院経営部長 及び患者支援 センター所長	局長
[略]			

別表（第17条関係）

専決 事項	課長及び病院 施設整備室長	経営部長	局長
[略]			

附 則

この規則は、令和元年12月29日から施行する。